給与所得者等再生による再生手続開始

平成３０年（再ロ）第１１号

福岡県糟屋郡粕屋町大字内橋590番地２　ドミール柚ノ木　Ｂ102号
再生債務者　山本　伸吾
１　決定年月日時　平成30年５月23日午後１時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成30年６月20日まで
４　一般異議申述期間　平成30年６月27日から平成30年７月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（再ロ）第１号

京都府舞鶴市字公文名203番地１
再生債務者　井上　和人
１　決定年月日時　平成30年５月25日午後５時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成30年６月22日まで
４　一般異議申述期間　平成30年６月29日から平成30年７月９日まで
京都地方裁判所舞鶴支部再生係

給与所得者等再生についての意見聴取計画案について

平成２９年（再ロ）第６号

長野県松本市村井町北１丁目11番22号　エルパストーラル102号室
再生債務者　岡沢　恵
１　意見聴取に付する再生計画案　平成30年４月27日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成30年６月21日まで
平成30年５月24日　長野地方裁判所松本支部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成３０年（再ロ）第３号

福岡市博多区大博町６番16―402号
再生債務者　川越　大介
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成30年５月15日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年５月22日
福岡地方裁判所第４民事部

厚生年金基金清算結了公告

当厚生年金基金は、平成30年５月30日厚生労働大臣の承認により清算を結了したので、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成26年政令第74号）第３条第２項の規定によりなおその効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成26年政令第73号）第１条の規定による廃止前の厚生年金基金令第47条第２項に基づき公告します。
平成30年６月５日
東京都墨田区両国４丁目37番２号
東日本ニット厚生年金基金
代表清算人　中山喜志男

厚生年金基金清算人退任公告

当厚生年金基金は、平成30年５月30日をもって清算結了の承認を受けたので、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成26年政令第74号）第３条第２項の規定によりなおその効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成26年政令第73号）第１条の規定による廃止前の厚生年金基金令第43条に基づき公告します。
１．代表清算人氏名　中山喜志男
２．住所　東京都墨田区両国４丁目37番２号
平成30年６月５日
東日本ニット厚生年金基金

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙１及び乙２の権利義務全部を承継して存続し、乙１及び乙２は解散するようにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載日の翌日から１箇月以内にお申し出下さい。
平成三十年六月五日
東京都新宿区西新宿二丁目１番１号新宿三井ビル五〇階
（甲）ティーダ・パワー01合同会社
代表社員　一般社団法人ティーダホールディングス４
職務執行者　中村　武
東京都新宿区西新宿二丁目１番１号新宿三井ビル五〇階
（乙１）ユニバージー12合同会社
代表社員　一般社団法人ティーダホールディングス４
職務執行者　中村　武
東京都新宿区西新宿二丁目１番１号新宿三井ビル五〇階
（乙２）ＣＬＥＡＮ　ＧＵＡＤＡＬＱＵＩＶＩＲ合同会社
代表社員　一般社団法人ティーダホールディングス４
職務執行者　中村　武

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更するようにいたしました。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から１箇月以内にお申し出下さい。
平成三十年六月五日
大阪市福島区福島二丁目１〇番１九号メガロコープ福島六〇二号
合同会社リーガルトージェント民泊大阪
代表社員　速水　大河

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更するようにいたしました。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から１箇月以内にお申し出下さい。
平成三十年六月五日
沖縄県那覇市銘苅二丁目三番六号　那覇市ＩＴ創造館五〇八　合同会社ＺＵＭＩ
代表社員　友利　晋将

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二十二億二千万円減少し三十億二千万円とするようにいたしました。
効力発生日は平成三十年七月十三日であり、株主総会の決議は、平成三十年五月二十五日に終了しております。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から１箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
確定した最終事業年度はありません。
平成三十年六月五日
三重県松阪市嬉野中川新町四丁目二五八番地　株式会社ホットスタッフ松阪
代表取締役　古川　剛

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千七百万円減少するようにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から１箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
掲載紙　官報
掲載の日付　平成三十年五月三十日
掲載頁　一一一頁（号外第一一五号）
平成三十年六月五日
大阪市中央区宗右衛門町五番三三号　三津屋株式会社
代表取締役　山崎孝次郎

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千五百万円減少するようにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から１箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は平成三十年五月二十九日付官報（号外第一一三号）一一六頁に掲載されています。
平成三十年六月五日
横浜市保土ケ谷区仏向町九二六番地　株式会社三澤工務店
代表取締役　三沢　広幸

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二百万円減少し八百万円するようにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から１箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
掲載紙　官報
掲載の日付　平成三十年四月十九日
掲載頁　四十三頁（号外第八十八号）
平成三十年六月五日
東京都渋谷区神宮前一丁目五番八号神宮前タワービルディング一一階　ワークスモバイルジャパン株式会社
代表取締役　石黒　豊

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を１千五百万円減少するようにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から１箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は平成三十年五月二十九日付官報（号外第一一三号）一一六頁に掲載されています。
平成三十年六月五日
横浜市保土ケ谷区仏向町九二六番地　株式会社三澤工務店
代表取締役　三沢　広幸

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二百万円減少し八百万円するようにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から１箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
掲載紙　官報
掲載の日付　平成三十年四月十九日
掲載頁　四十三頁（号外第八十八号）
平成三十年六月五日
東京都渋谷区神宮前一丁目五番八号神宮前タワービルディング一一階　ワークスモバイルジャパン株式会社
代表取締役　石黒　豊